

**国立公園の利用・管理に関する行政評価・監視
事例表**

平成 24 年 11 月 30 日

関東管区行政評価局

目 次

事例表 1	1
事例表 2	2
事例表 3	3
事例表 4	4
事例表 5	5
事例表 6	6
事例表 7	7
事例表 8	8
事例表 9	9
事例表 10	10
事例表 11	11
事例表 12	12
事例表 13	13
事例表 14	14

事 例 表

番号	1	国立公園名	富士箱根伊豆国立公園
事例名	平成 21 年度国立公園整備（直轄）事業により山梨県への施工委任で整備された歩道のうち、階段の一部でボルトのネジ部分が露出しているもの		

【事例の内容】

東海自然歩道の平野から花の都公園までの歩道のうち、大平山山頂を含む 2.65 km においては、平成 21 年度国立公園整備（直轄）事業により、階段、誘導標識などの公園施設が整備されている（山梨県に施行委任）。

同事業により整備された階段においては、踏み板に溝が掘られているなど利用者への配慮がなされているものの、一部においては、ボルトのネジ部分が露出しており、階段利用者が足を引っ掛けるおそれがあるものもみられる。

【関係写真】

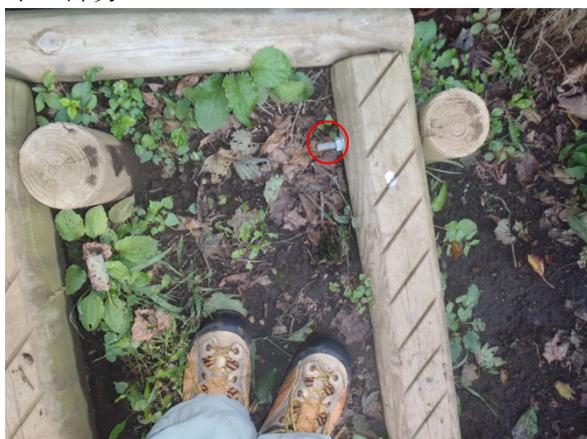
階段の左柵木の内側に露出しているボルトのネジ部分



階段の左柵木の内側に露出しているボルトのネジ部分（拡大図）



階段の踏み板の前側に露出しているボルトのネジ部分



階段の踏み板の前側に露出しているボルトのネジ部分（拡大図）



事 例 表

番号	2	国立公園名	秩父多摩甲斐国立公園
事例名	斜面崩壊箇所を通過する歩道において利用者の転落防止措置を講じていないものなど、危険箇所において利用者の転倒・転落防止措置が十分でないもの		
<p>【事例の内容】</p> <p>歩道（川又雁坂峠線）の雁坂小屋付近から豆焼沢横断箇所までの間において、栈道（丸木橋）が破損して雨の際に滑りやすい状況となっている箇所があるが、当該箇所において鎖、ロープの設置等の転落防止措置が講じられていない。また、利用者に対し、当該地点の手前等において注意を喚起する標識等がない。</p>			
<p>【関係写真】</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>上記危険箇所</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>上記危険箇所</p>  </div> </div>			

事 例 表

番号	3	国立公園名	秩父多摩甲斐国立公園
事例名	鎖場の鎖が外れている、転落防止柵が破損しているなど、利用者の安全確保のための施設が破損し、安全性が損なわれているもの		
<p>【事例の内容】</p> <p>富士見平から天鳥川を渡り、瑞牆山への登りにかかる地点に木製階段が2か所設けられており、このうち、上部の階段は環境省が直轄事業で整備したものである。</p> <p>下部の木製階段の手すり（登り方向で向かって左側）が損壊している。</p>			
<p>【関係写真】</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  </div> <div style="text-align: center;">  </div> </div>			

事 例 表

番号	4	国立公園名	秩父多摩甲斐国立公園
事例名	木道が損傷している、鎖を取り付けている支柱が湾曲している等歩道の施設において損傷、不具合等がみられるもの		
【事例の内容】 歩道（西沢渓谷線）の三重の滝から母胎淵までの区間において、転倒・転落を防止するための鎖を設置している支柱が湾曲し又は倒れている場所がみられる。			
【関係写真】			
			

事 例 表

番号	5	国立公園名	秩父多摩甲斐国立公園
----	---	-------	------------

事例名 類似する複数の標識の設置

【事例の内容】

埼玉県、東京都及び山梨県の都県境上に位置する雲取山の山頂には1都2県がそれぞれ山頂を示す標識を設置している。

【関係写真】 埼玉県設置標識



東京都設置標識



山梨県設置標識



また、奥秩父主脈稜線上（埼玉・山梨県境）に位置する破不（風）山では、当該2県がそれぞれ山頂を示す標識を設置しているが、3基の標識間で「西破風山」、「破不山」又は「破風山」と旧来の呼称がそれぞれ記載されているが、同山については地域的、歴史的な事情から複数の呼称が使われている経緯について説明・案内する表記等は見当たらない。

【関係写真】 埼玉県設置標識（環境庁との連名）



山梨県設置標識



さらに、三峰・雲取山間の地蔵峠（埼玉県秩父市）には、埼玉県が2基の標識を設置しているが、両標識の記載内容は同一となっている。他に同様の事例が5事例みられる。

【関係写真】



事 例 表

番号	6	国立公園名	秩父多摩甲斐国立公園
事例名	標識の損傷等		

【事例の内容】

表示板の損傷や表示面の摩滅等のため、記載事項が判読できない又は読みにくくなっている標識が、日光国立公園（栃木県）について6基、秩父多摩甲斐国立公園（埼玉県・山梨県）について13基、富士箱根伊豆国立公園（山梨県）について4基の合計23基みられる。

表 標識の損傷等の状況

国立公園別	県名	標識の種類	設置地点	損傷等の状況
日光	栃木県	誘導標識 2か所	清水平	表示面の摩滅のため記載事項の判読が困難
		案内図標識	清水平	標識柱が基礎から倒壊
		誘導標識	清水平、三本槍岳間	目的地までの距離が一部未記載
		誘導標識 2か所	山王峠、光徳間	目的地までの距離表示が摩滅
秩父多摩甲斐	埼玉県	誘導標識	甲武信ヶ岳山頂	目的地までの距離表示が摩滅
		誘導標識	木賊山東面	表示面の摩滅のため記載事項の判読が困難
		誘導標識	雁坂峠	一部目的地までの距離表示が摩滅
		誘導標識	雁坂小屋、地藏岩分岐間	標識の損傷【次頁写真④】
		誘導標識	突出峠、黒文字橋分岐間	標識が腐朽しており記載事項の判読が不能【写真①】
		誘導標識	黒文字橋分岐	標識の損傷
		誘導標識	雁道場	標識の損傷のため一部目的地までの距離表示の判読が不能【次頁写真⑤】
		誘導標識	地藏峠北方	標識が腐朽しており記載事項の判読が不能【写真②】
		誘導標識	前白岩山、白岩山間	標識の損傷
		誘導標識	大ダワ北方	標識の損傷のため一部記載事項の判読が不能【次頁写真⑥】
			山梨県	誘導標識
誘導標識	大日小屋			表示面の摩滅のため記載事項の判読が不能
誘導標識	富士見平			標識横木が切断
富士箱根伊豆	山梨県	誘導標識	鳴沢氷穴付近	表示板が標柱から落下【写真③】
		誘導標識	富岳風穴付近	表示板が標柱から落下
		誘導標識	平野、平尾山間	表示面の摩滅のため記載事項の判読が困難
		誘導標識	山中湖花の都公園東方	表示板が破断

(注) 関東管区行政評価局及び栃木行政評価事務所の現地調査結果による。

【写真①】



【写真②】



【写真③】 右石垣下にあるのは落下した表示板



事 例 表

番号	7	国立公園名	秩父多摩甲斐国立公園
事例名	標識の損傷等		

【事例の内容】

埼玉県秩父市川又（登山口）から雁坂峠に至る登山道（川又雁坂峠線）など、埼玉県内の誘導標識について、標識柱や表示板が損傷し、記載事項が判読しにくくなっているもの等がみられる。

埼玉県秩父自然環境管理事務所では「おそらくは、標識に用いられている防腐剤が付近に生息するツキノワグマを刺激し、標識を損傷するに及んだのではないか」としている。

【写真④】 雁坂峠～地藏岩分岐間



【写真⑤】 雁坂峠～川又登山口間（雁道場）



【写真⑥】 三峰～雲取山間（大ダワ北方）



事 例 表

番号	8	国立公園名	富士箱根伊豆国立公園
事例名	分岐点における誘導標識の未設置又は一部方向の案内の不備 －目的地の地名に整合がとられていないもの－		

【事例の内容】

歩道（東海自然歩道線）の平野から花の都公園までの区間のうち、大平山山頂を含む 2.65 km においては、平成 21 年度国立公園整備（直轄）事業により、階段、誘導標識などの公園施設が整備されている。このうち、関東管区行政評価局が調査した誘導標識 5 基においては、「山中湖花の都公園」が行き先表示として記載されている。

一方、歩道（東海自然歩道線）の大平山から花の都公園までの区間に設置されている既存の誘導標識（6 基）には、「忍野八海」が行き先表示として記載されており、同事業により整備された誘導表示の行き先表示「山中湖花の都公園」と不整合となっている。

【関係写真】

東海自然歩道と大出山・山中湖方面の歩道との分岐点に設置されている誘導標識（平成 21 年度国立公園整備（直轄）事業実施区間内）

既存の誘導標識



既存の誘導標識



既存の誘導標識



事 例 表

番号	9	国立公園名	秩父多摩甲斐国立公園
事例名	ベンチの損傷		
【事例の内容】 登山道（三峰雲取山線の「地藏峠北方」及び里宮平金峰山線の「大日岩」）において、木製ベンチが損壊・腐朽している。			
① 地藏峠北方の状況（三峰雲取山線） 【写真】			
			
② 大日岩の状況（里宮平金峰山線） 【写真】			
			

事 例 表

番号	10	国立公園名	秩父多摩甲斐国立公園
----	----	-------	------------

事例名	登山道の複線化
-----	---------

【事例の内容】

木の根やえぐれている箇所等を避けて登山者が通行することにより、登山道が複線化している。一部区間では登山者が正規のルートを通行することを促すため、ロープが張られている。

【関係写真】

雲取山への登山道（三峰から。前白岩山付近）



（大ダワ付近）



甲武信ヶ岳への登山道（千曲川源流歩道）



（歩道内のえぐれている場所）



金峰山と瑞牆山間の登山道



（通行帯の両側にロープが張られている区間）



事 例 表

番号	11	国立公園名	秩父多摩甲斐国立公園
事例名	埋設されたゴミの撤去		
【事例の内容】 秩父多摩甲斐国立公園の特別保護地区内に設置されている破不山避難小屋周辺には、廃棄されてから相当年数が経過しているとみられるガラス片、空き缶、廃材等が散乱している。			
【関係写真】			
空き缶、廃材等が散乱している場所の全景		散乱している空き缶、廃材等	
			

事 例 表

番号	12	国立公園名	富士箱根伊豆国立公園
事例名	廃材等の放置		
【事例の内容】 東海自然歩道が青木ヶ原樹海を通過する区間（特別保護地区及び第1種特別地域）において、①老朽化し廃棄された公共標識の部材、②不要となった陶器製円筒型灰皿（完全な形で残っているもの複数及び同型の灰皿が何らかの理由で砕けたものと思われる破片）が撤去されずに放置されている。			
【関係写真】			
			

事 例 表

番号	13	国立公園名	秩父多摩甲斐国立公園
事例名	実際の歩道の位置が公園計画に定められた位置と異なるもの		

【事例の内容】

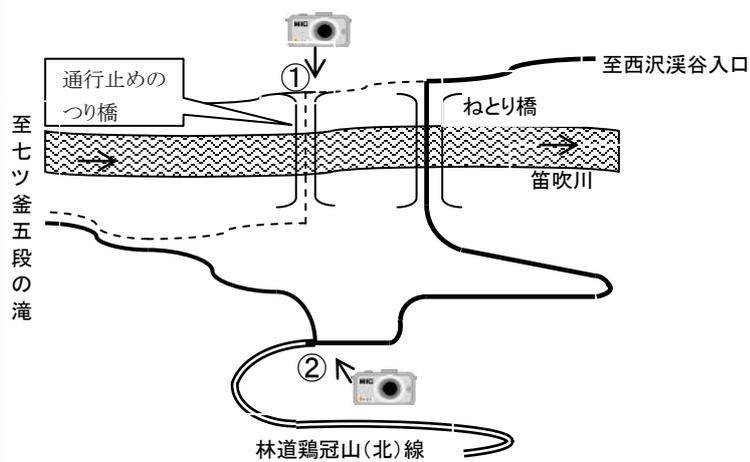
歩道（西沢溪谷線）のうち、ねとり橋前後の区間については、秩父多摩甲斐国立公園の公園計画で定められている位置と異なる位置に所在しており、当該区間を案内する誘導標識も整備されている。

一方、公園計画で定められている歩道については、途中のつり橋が通行止めとなっている。

【概略図及び関係写真】

西沢溪谷線歩道ねとり橋付近

（点線：公園計画上の歩道、実線：実際の歩道（一部林道鶏冠山（北）線と共用））



①公園計画上の歩道上に位置する通行止めのつり橋



②実際の歩道上の誘導標識



事 例 表

番号	14	国立公園名	富士箱根伊豆国立公園
事例名	実際の歩道の位置が公園計画に定められた位置と異なるもの		

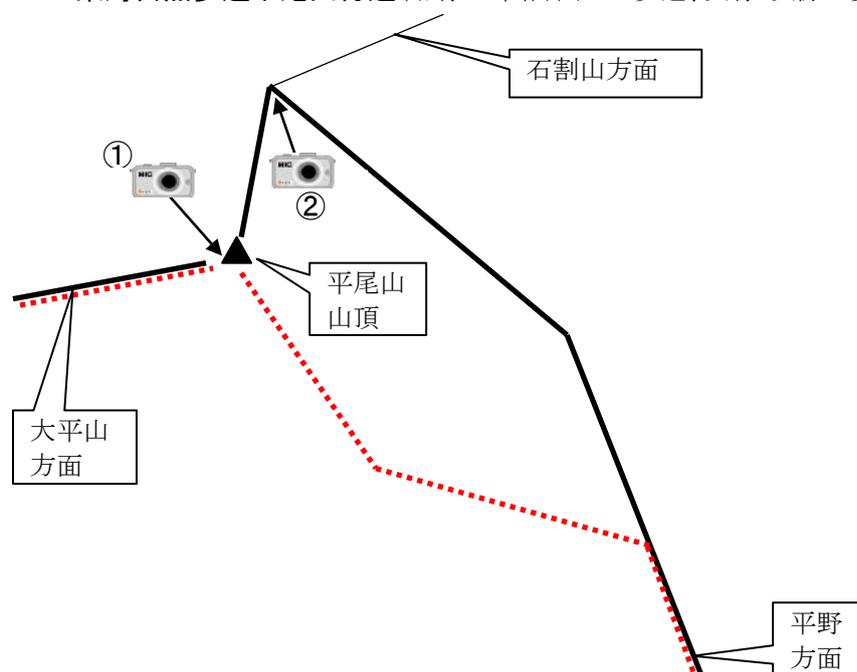
【事例の内容】

歩道（東海自然歩道線）のうち、平尾山山頂付近の区間については、富士箱根伊豆国立公園（富士山地域）の公園計画で定められている位置と異なる位置に所在しており、当該区間を案内する誘導標識も整備されている。

一方、公園計画で定められている歩道については、やぶが深く、通行が困難となっている。

【概略図及び関係写真】

東海自然歩道平尾山付近（点線：公園計画上の歩道、実線：実際の歩道）



① 公園計画上の歩道（やぶで覆われている）



② 実際の東海自然歩道上の誘導標識

